

平成27年度
予算編成方針

平成26年10月

沖 縄 県

平成27年度予算編成方針

平成26年10月 沖縄県

I 予算編成の基本的考え方

平成27年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の4年目にあたり、同計画で掲げた目指すべき将来像の実現に向けた諸施策について、これまでの取組の成果を踏まえつつ、新たな施策を展開し、沖縄振興の流れを確かなものにするとともに、さらに加速させていく重要な年である。

このため、平成27年度予算の編成に当たっては、以下の点を踏まえ、沖縄の持つ優位性と潜在力を生かした施策を戦略的に展開するとともに、一つひとつの施策・事業の効率性や実効性の向上に取り組むこととする。

(1) 「平成27年度重点テーマ」を踏まえた施策の推進

県の施策全般に通底する基本的かつ重要なコンセプトとして設定された以下の「平成27年度重点テーマ」（平成26年9月9日沖縄県振興推進委員会決定）に沿った施策を重点的に推進することとする。

- ①経済の好循環の拡大に向けた「フロンティア創造」
- ②豊かさが実感できる社会へ「新たな状況への対応」
- ③地域の活力の源泉となる「持続的人口増加」
- ④県民一人ひとりに豊かな人生を「健康長寿おきなわの復活」
- ⑤県民の生命や暮らしを守る「安全・安心の確保」

(2) 「沖縄県PDCA」及び沖縄振興交付金事業の評価の反映

沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進を図るため「沖縄県PDCA」及び沖縄振興交付金事業の評価の検証結果等を適切に反映させ、施策・事業の効果的・効率的な推進を図ることとする。

(3) 「第7次沖縄県行財政改革プラン」の推進

「第7次沖縄県行財政改革プラン」（以下「第7次行財政改革プラン」という。）を着実に推進するとともに、中長期的な視点に立った「選択と集中」を徹底して、限りある財源を効率的かつ重点的に配分することとあわせて、社会経済情勢が常に変化する中、施策・事業の進捗状況や効果を検証し、必要に応じて見直し・改善を図ることとする。

Ⅱ 経費区分の設定と要求基準

平成27年度予算は、以下の経費区分毎に要求基準を設定し、編成することとする。

1 義務的経費（A経費）

- (1) 人件費
- (2) 公債費
- (3) 扶助費
- (4) 内閣府沖縄担当部局一括計上事業（沖縄振興交付金事業を除く）
- (5) 各省庁計上事業のうち沖縄特例分

年間所要額を要求すること。

ただし、(4)及び(5)については、平成27年度の国の概算要求額に見合う額とする。

2 義務的事業（B経費）

(1) 義務事業（B－1経費）

対象者（対象事業）及び事業量が法令等で明定されている事業

債務負担行為に基づく利子補給や指定管理料、県税関係市町村交付金、地方職員共済組合負担金等

年間所要額を要求すること。

ただし、旅費、需用費等の事務経費に係る一般財源については、原則として、各事業ごとに平成26年度当初予算におけるB－1経費の一般財源額から当該年度限りの経費等を加減算した額の範囲内で要求すること。

(2) 義務的事業（B－2経費）

対象者（対象事業）が法令等で明定されているが、事業量については、自治体の裁量とされている事業

医療審査会経費、判定委員会運営経費、実施指導経費等

原則として、各事業ごとに平成26年度当初予算におけるB－2経費の一般財源額から当該年度限りの経費等を加減算した額の範囲内で要求すること。

3 政策的経費（C・D経費）

(1) 政策的事業（C経費）

政策的な判断要素が特に強い経費を含む概ね次に掲げる事業（沖縄振興交付金事業を除く）

ア 県政の基本方針に関わる重要事業

イ 「平成27年度重点テーマ」に沿った事業

ウ 投資的事業（補助・単独・災害復旧事業）

エ 政策的判断を要するものとされる委託料・負担金・補助金・交付金・積立金・繰出金及び貸付金を含む事業

オ 柔軟かつ斬新な発想に基づく施策展開のための事業

各部局ごとに平成26年度当初予算におけるC経費の一般財源総額から、当該年度限りの経費等を加減算した額の範囲内において、各部局の主体性と責任をもって事業の選択を行い、経費を配分し要求すること。

なお、過年度において平成26年度に終期設定の調整がなされている事業や、「第7次行財政改革プラン」において平成26年度に終期設定されている県単補助金は、予算の計上を認めないので留意すること。

(注) 「当該年度限りの経費等」には、以下の経費を含む。

- ① 県有施設整備基金等充当額
- ② 災害復旧費
- ③ 予備費
- ④ 県単融資事業費
- ⑤ 特別会計繰出事業費
- ⑥ 過年度において全体事業費が調整され進行している県単プロジェクト等

②、③、④の経費については平成26年度当初予算における一般財源額、⑥の経費については原則として過年度において調整された額を上限として要求すること。

なお、⑥の経費については、今後の財政状況を踏まえ、総務部との間で事業規模及び事業期間の調整を行うものとする。

(2) 沖縄振興特別推進交付金事業（D-1経費）

沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）に基づく事業

沖縄振興特別推進交付金事業については、時代潮流や地域特性を踏まえた沖縄の優位性・潜在力を見極めつつ、事業が効果的・効率的であるか等を勘案して事業の選択と集中を図るとともに、沖縄振興に資する観点から必要不可欠な事業を精査すること。

また、要求に当たっては、事業をより効果的・効率的なものにするため、平成25年度事業の事後評価の結果等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行うこと。

さらに、同一の施策目的を達成するために行われる事業（市町村が実施する事業を含む。）については、事業効果の早期発現及び効率的な執行の観点から、関係機関等と密接な連携を図り、それぞれの事業の役割を明確にするとともに、必要に応じて整理・統合を行うこと。

以上を踏まえ、下記のとおり要求すること。

ア 継続事業

(a) 投資事業

年間所要額を要求すること。

(b) その他経常事業

各事業ごとに平成26年度予算の交付対象事業費の80%の範囲内（以下「基礎枠」という。）で要求すること。

ただし、「平成27年度重点テーマ」に沿った事業については、基礎枠を超えて要求することができる。

イ 新規事業

投資事業及びその他経常事業の新規事業については、「平成27年度重点テーマ」を踏まえた上で、年間所要額を要求すること。

ウ 「重点テーマ推進枠」

「平成27年度重点テーマ」を踏まえた施策の推進を図るため、以下の額について、「重点テーマ推進枠」を設定する。

上記ア(b)のただし書きで基礎枠を超える経費及びイで要求のあった経費については、重点テーマ推進枠の範囲内で調整する。

$$\text{重点テーマ推進枠} = A - (B + C)$$

A 沖縄振興特別推進交付金の県事業分の額

B 投資事業（継続）の所要額

C その他経常事業（継続）の基礎枠

(3) 沖縄振興公共投資交付金事業（D-2経費）

沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日府沖振第148号、警察庁甲官発第136号、総官企第161号、24文科施第9号、厚生労働省発会0406第4号、23地第483号、平成24・03・28財地第1号、国官会第3338号、環境会発第120406012号）に基づく事業

平成27年度の国の概算要求額及び財政課との事前協議を踏まえ要求すること。
各部局の要求可能な上限額は、別途通知するものとする。

なお、本交付金の活用に当たっては、県民の生命・暮らしを守る安全・安心の確保や、県民生活及び産業競争力の向上につながる投資効果の高い社会基盤の整備に資する事業内容となるよう留意すること。

4 標準的事業（E経費）

庁舎等の維持管理や課・室・所の運営費等に要する事業及び他の事業（経費）に区分されない事業

- (1) 経常的管理運営事業
- (2) 一般的行政事業
- (3) 標準的事業

庁舎等維持管理費、公共施設等管理費、指定管理施設を除く県管理施設の運営費、今後相当期間にわたって事業費・事業内容が固定される課・室・所の運営費等の標準的事業等

各部局ごとに平成26年度当初予算におけるE経費の一般財源総額から当該年度限りの経費等を加減算した額の範囲内において、各部局の主体性と責任をもって事業の選択を行い、経費を配分し要求すること。

なお、総額の小さい事業については、類似の事業との統合を積極的に行うこと。事業の統合に当たっては、「第7次行財政改革プラン」において、事務事業の見直し対象となっている事業については留意すること。

5 新規事業について

新規事業については、真に必要不可欠なものに限り、原則としてスクラップアンドビルドを行い要求すること。

なお、要求に当たっては、以下のことに留意すること。

- (1) A経費、B-1経費、B-2経費、D-1経費及びD-2経費については、財政課との事前協議を踏まえ事業量等を十分精査の上、年間所要額を要求すること。
- (2) C経費の枠配分対象経費については、後年度負担等を十分勘案の上、各部局の主体性と責任をもって経費を配分し要求すること。

C経費の枠配分対象外経費についても、上記（1）のとおりとする。

(3) E経費については、経費区分の要求基準の範囲内において要求すること。

なお、次の経費等で、1件100万円以上の経費については、財政課との事前協議結果に基づき要求すること。

ア 全国規模の大会開催経費

イ 施設の新増設に伴う経費

ウ 施設の大規模な修繕等単年度に多額の費用を要する経費等

(4) 各事業については、達成すべき整備率・普及率等の数値目標を明確にした事業計画を策定するとともに、必ず終期を設定すること。

また、各部局の横断的な政策的展開、事業相互の関連性、実施方法等の整合性を図るため、部局間の連絡調整を緊密に行うこと。

(5) 事業を進めるに当たっては、自主的・主体的な事業の推進に配慮しながら、国庫補助制度等の有効な活用について検討するとともに、国庫補助負担金の廃止、縮減等、国の動向に十分留意すること。

(6) 市町村等に新たな財政負担が生じるなど、他の団体と調整を要する事業については、その実施に支障が生じないよう事前に十分に調整すること。

また、県と市町村等との役割分担を明確にした上で適正な負担割合を設定し、上乗せ補助は行わないこと。

6 新たな自主財源について

広告収入の創設等、新たな自主財源として確保した財源の全部又は一部を当該部局の要求枠に上乗せすることができることとする。

Ⅲ 特別会計等に関する事項

特別会計については、設置目的に応じ業務運営の合理化・効率化及び経費の見直しを徹底し、財源不足額を一般会計からの繰入金に安易に依存することなく、独立採算の原則の堅持に努めること。

所要経費の見積もりに当たっては、一般会計に準じて編成すること。

また、公営企業会計への繰出金については、総務省の繰出基準等を基本に見積もることにより一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、独立採算の原則を踏まえ、経営健全化に向けた収入の確保や徹底した経費抑制策の実施など、十分な経営努力を求めること。

なお、特別会計の経営状況の悪化は県財政全体に重大な影響を及ぼすことから、各所管部局は、その経営には責任を持って慎重に対応すること。

IV 要求に当たっての留意事項

要求に当たっては、以下を踏まえた要求となるよう留意し、年間を通じた歳入・歳出の見積額により要求すること。

なお、平成27年10月に予定されている消費税及び地方消費税の税率の改定に係る要求の取り扱いについては、国の動向を踏まえ、別途通知する。

1 歳出

義務的事業や政策的事業にかかわらず、県の果たすべき役割や経費負担のあり方等について改めて検証し、制度の改正を含めた事業の徹底した見直しを行うこと。特に、政策的事業に係るもので、3年以上経過したものについては事業評価を行い、廃止を含めて見直しを行うこと。

(1) 事務経費の節減・合理化

旅費、需用費、庁舎等の維持管理に係る委託料等の事務経費については、仕様、回数、規模の見直し等により、更なる節減・合理化に努めること。

(2) 県単補助金等の見直し

既存の補助金、負担金及び交付金については、社会経済情勢の変化や補助目的の達成状況、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等について常に検証し見直しを行うこと。

新規補助金を設ける場合は、これに見合う既存の補助金の廃止・縮減等を行うとともに、補助対象の範囲や補助効果、補助率等を十分検討のうえ、必ず終期の設定を行うこと。

(3) 民間委託等の活用

事務の効率化等の観点から委託等により民間ノウハウを活用する場合は、経費節減や定数管理等の行財政運営への効果を明確にし、県民サービスの維持・向上等が図られるよう留意すること。

(4) ハコ物施設の整備及び維持管理

ア 新たな施設の整備に当たっては、当該施設の必要性、緊急性、事業効果はもとより、必要な機能、規模、施設管理のあり方、維持管理経費などを十分

に検討し、関係機関との調整を行うこと。

イ 既に設計や建設に着手している事業のうち多額の事業費を要すると見込まれるものについては、事業費の更なる縮減策を検討するとともに、修繕・補修等の容易性や施設建設後の維持管理経費の縮減策等を検討すること。

ウ 老朽化した施設の整備については、優先順位を付けて年次的に整備することとしていることから、引き続き、事業規模や実施年度等の事業計画について見直しを行い、効率的な事業推進を図ること。

エ 既存の施設については、計画的・効率的に維持補修を実施し、施設としての機能を維持するとともに、施設の長寿命化を図ること。

(5) 各種イベント等の開催経費の節減・合理化

イベント等の開催経費については、簡素で効率的に実施できるよう、これまでの事例にとらわれることなく、事業の内容・規模を見直すなど経費負担の軽減を図ること。

また、県が主催するいわゆる周年事業については、原則として行わないこと。

(6) 市町村等との機能分担、負担区分の明確化

ア 地方分権の趣旨を踏まえ、国、県、市町村等との機能分担及び負担区分をより一層明確にすること。

イ 市町村への権限移譲については、「市町村への権限移譲推進指針」に基づき、積極的に市町村への事務移譲を進めること。

また、同指針以外にも市町村等の自主性と自立性を尊重し、地域に密着した事務事業、市町村等で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、移譲を積極的に推進すること。

ウ 補助事業による県費の上乗せ補助については、市町村等の主体性の確保等を図る観点から、常に検証し見直しを行うこと。

(7) 公社等各種団体に対する支援の見直し

県が出資、補助又は貸付等の財政的支援を行っている公社等各種団体に対しては、「公社等指導監督要領」、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」等を踏まえ、県関与の必要性や財政支援のあり方を十分検討し、事業の整理・縮小・合理化などを図ること。

(8) 事務事業への適切な特定財源の充当

使用料及び手数料、財産収入等については、沖縄県県有施設整備基金条例等に基づき、適切に対応するほか、当該歳入の原因となる事務事業に充当すること。

なお、建物使用料、機器使用料等については、事務事業に優先して、当該建物等の整備に活用した県債の償還（公債費）や、指定管理料に充当することを原則とすること。

2 歳入

国の予算編成、経済見通し、地方財政計画等あらゆる資料に基づき的確に財源を捕そくし、経済情勢に即応して収入を算定するほか、新たな財源の積極的な確保に努めること。

(1) 県税

税制改正や地方財政計画の動向等に留意しつつ、徴収対策を強化し、徴収率の向上に努めるとともに、これまでの実績も踏まえ、的確に計上すること。

(2) 地方交付税

国の動向を見極めつつ、地方財政計画等を踏まえ、的確に計上すること。

(3) 県債

「第7次行財政改革プラン」に掲げる目標に沿って、引き続き発行額の抑制を図りつつ、後年度の財政負担に十分配慮して計上すること。

(4) 国庫支出金

国庫補助負担金の廃止・縮減や制度の見直し等、国の動向に十分留意し、的確に計上すること。その際、国庫補助事業等の必要性、緊急性、課題等を適切に判断すること。

また、対象事業の拡大や交付要件の変更等については、国の動向を踏まえ、適切に対応すること。

(5) 未収金の解消

県税や貸付金、使用料等に係る未収金については、「第7次行財政改革プラン」に基づき、債権管理マニュアル、民間事業者を活用した対策の強化等により解消に努めること。

(6) 使用料及び手数料の見直し

前回の改正から3年を経過した使用料や手数料については、「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」の観点からの見直しを踏まえて計上すること。

また、これまで使用料や手数料を徴収していない特定の受益者に対する行政サービスについても、その内容や性格等の把握に努め、使用料や手数料の徴収の検討を踏まえて計上すること。

(7) 県有財産の有効活用

未利用財産の管理方法の検討や計画的な処分等、県有財産の有効活用を図ること。

(8) 新たな自主財源の確保

法定外税（新税）の創設、超過課税の実施、県有施設・印刷物等の広告収入、施設命名権（ネーミング・ライツ）の導入など、自主財源の確保に努めること。

3 その他

見積もりに当たっては、本方針のほか、別途通知する「平成27年度予算見積基準表」によること。

なお、年度中途の補正は、災害の発生や制度改正等、当初予算編成時に予見できない真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。

また、他の部・課と関連する課題への対応については、緊密に連携し、事業の効果的・効率的な推進が図られるよう十分調整の上、要求すること。